

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う 関係告示等の制定及び改正について（概要）

1. 背景

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 284 号。以下「改正令」という。）による建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）の一部の改正に伴い、関係告示の制定・改正を行う必要がある。

2. 概要

（１）衛生上支障がない児童福祉施設について（令第 19 条第 2 項に基づく告示（新設）関係）

居室内の明るさや防湿等の衛生的な環境を確保するため、令第 19 条第 1 項に規定する老人福祉施設などの用途に供する施設の一定の居室については、採光のための一定面積の窓その他の開口部を設けなければならないこととしている（法第 28 条第 1 項）ところ、採光規制の対象となる建築物の合理化を図るため、改正令により、採光規制の対象となる児童福祉施設等の居室を掲げる令第 19 条第 2 項第 4 号から「利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの」の居室を除外し、具体的な施設については告示において定めることとした。

今般、令第 19 条第 2 項第 4 号に掲げる居室を有する児童福祉施設等から除外するものとして、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンター（老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚労省令第 28 号）第 1 条の 3 の 2 に規定する第一号通所事業を利用する者のみを通わせるものに限る。）を規定することとする。

（２）令第 109 条の 2 の 2 等の国土交通大臣が定める建築物について（令第 109 条の 2 の 2 第 1 項並びに第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 11 項に基づく告示（新設）関係）

令第 136 条の 2 第 1 号ロ又は第 2 号ロに適合する建築物等について、防火上及び避難上の観点から、一定の措置※を求めているところ、このうち一定の用途、構造方法を用いるものについては当該措置の対象外としても安全上問題がないとする技術的知見が得られたため、改正令により当該措置の対象範囲を合理化し、具体的な建築物については告示において定めることとした。

※地上部分の層間変形角（地震力が加えられた際に、各階に生じる「水平方向の変位」を「当該階の高さ」で割った値）を 1/150 以下にすること（令第 109 条の 2 の 2）としているほか、一定の面積や竪穴部分ごとに耐火性能の高い壁等で区画すること（令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 11 項）としている。

今般、令第 109 条の 2 の 2 第 1 項並びに令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 11 項の

規制対象から除外する「その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して（避難上及び）防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの」について、各規制の内容に応じてそれぞれ下記の表のと通りの建築物を規定することとする。

表 改正後の各規定の適用関係

	令第 109 条の 2 の 2 第 1 項 (層間変形角)	令第 112 条 第 1 項、第 4 項 及び第 5 項 (面積区画)	令第 112 条 第 11 項 (堅穴区画)
階数が 3 で延べ面積が 500 m ² 以下その他の基準に適合する建築物のうち一定の基準に適合する建築物（防火地域内にあるものを除く。） (令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第一号)	引き続き規制対象とする	現行においても対象外（※ 1）	<u>規制対象から除く</u>
延べ面積が 50 m ² 以内の平屋建ての付属建築物のうち外壁及び軒裏が防火構造であるもの (令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第二号)	<u>規制対象から除く</u>	現行においても対象外（※ 1）	現行においても対象外（※ 2）
卸売市場の上家・機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生の恐れが少ない用途に供する建築物のうち主要構造部が不燃材料で造られたもの (令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第一項第二号及び第四第三号)	<u>規制対象から除く</u>	<u>規制対象から除く</u> （※ 3）	<u>規制対象から除く</u>

※ 1 第 112 条の規制対象となる延べ面積に満たないため適用対象外

※ 2 第 112 条第 11 項の規制対象となる地階又は 3 階以上の階に居室を有する建築物に該当しないため適用対象外

※ 3 第 112 条第 5 項の規制の対象外となる建築物は、令第 109 条の 3 第 2 号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。

（３）申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件（平成 28 年告示 698 号）の改正について

建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 5 項第 1 号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類について、改正令による改正後の令第 136 条の 2 の 11 第 1 号イに掲げる規定に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書として、主要構造部、天井、防火設備その他の建築物の部分に関する荷重、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重に係る事項が

明示された図書を追加する。

(4) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和8年10月末

施行：令和8年11月1日（改正令の施行の日）